

議案第 4 4 号

日出町特別職職員によるハラスメントの防止等に関する条例の制定について

日出町特別職職員によるハラスメントの防止等に関する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 2 日 提 出

日出町長 安 部 徹 也

日出町特別職職員によるハラスメントの防止等に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、特別職職員による職員に対するハラスメントの防止及び排除のための措置、ハラスメントの被害者への配慮並びにハラスメントに起因する問題の適切な対応を行うことにより全ての職員が個人としての尊厳を尊重され、快適に働くことができる職場環境を確立することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「特別職職員」とは、町長、副町長及び教育長をいう。

2 この条例において「ハラスメント」とは、次の各号に掲げる言動をいう。

(1) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和 4 7 年法律第 1 1 3 号) 第 1 1 条第 1 項に規定する言動

(2) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

第11条の3第1項又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第25条第1項に規定する言動

(3) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30条の2第1項に規定する言動

3 この条例において「ハラスメントに起因する問題」とは、ハラスメントへの対応により職員がその勤務条件につき不利益を受け、又はハラスメントにより当該職員の勤務環境が害されることをいう。

（特別職職員の責務）

第3条 特別職職員は、町政に携わる権能と責務を深く自覚し、地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努めなければならない。

2 特別職職員は、ハラスメントの事実があると疑われたときは、自ら誠実な態度を持って疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない。

（町長の責務）

第4条 町長は、職員がその能力を十分に発揮できるような勤務状況を確保するため、ハラスメントの防止及び排除並びに被害者への配慮に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合は、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

2 町長は、ハラスメントに関する相談及び苦情の申出（以下「相談・苦情」という。）、相談・苦情に係る調査への協力その他ハラスメントに対する職員の対応に起因して、当該職員が職場において不利益を受けることがないよう配慮しなければならない。

（ハラスメントの禁止）

第5条 特別職職員は、ハラスメントをしてはならない。

（ハラスメント相談員の設置）

第6条 特別職職員によるハラスメントに関し、職員からの相談、苦情又は通

報に対応するためにハラスメント相談員を置く。

- 2 ハラスメント相談員は、前項の相談、苦情又は通報に関し必要な調査を行い、当該ハラスメントに起因する問題の事実関係の確認及び当該相談・苦情に係る当事者に対する助言、指導等を行うものとする。
- 3 ハラスメント相談員は、事案の内容、状況等から次条第1項の日出町特別職職員ハラスメント対策審議会による調査審議が必要であると判断したときは、町長に対し、当該審議会に諮問することを請求することができる。
- 4 町長は、前項の規定による請求があったときは、次条第1項の日出町特別職職員ハラスメント対策審議会に諮問しなければならない。

(日出町特別職職員ハラスメント対策審議会)

第7条 特別職職員によるハラスメントに関する苦情について適切に対応するため、日出町特別職職員ハラスメント対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) ハラスメントに起因する問題に係る事実関係の調査審議に関する事項
 - (2) ハラスメントに起因する問題に係る対応に関する事項
 - (3) ハラスメントの防止に関する事項
 - (4) その他ハラスメントに関し審議会が必要と認める事項
- 3 審議会は、調査審議が終了したときは、廃止されるものとする。
- 4 審議会は、委員3人をもって組織する。
- 5 委員は、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、ハラスメントに関して優れた識見を有する者のうちから、町長が委嘱する。
- 6 委員は、第3項の規定により審議会が廃止されるときは、解任されるものとする。
- 7 審議会は、調査審議に当たり、必要に応じて関係者に対して聴取することができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定

める。

(公表)

第8条 町長は、審議会から答申によりハラスメントに起因する問題の存在を認定された場合は、その旨を公表するものとする。

(個人情報の取扱い)

第9条 特別職職員、ハラスメント相談員、審議会の委員その他関係者は、相談、苦情又は通報を行った職員及び当事者の個人情報に十分配慮しなければならない。

2 特別職職員、ハラスメント相談員、審議会の委員その他関係者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

2 町長は、この条例の施行後3年以内に、この条例の運用の実績等を勘案し、この条例の規定について見直しを行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

(各種委員会委員等の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

3 各種委員会委員等の報酬及び費用弁償条例（昭和31年日出町条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第2 国民保護協議会委員の項の次に次のように加える。

特別職職員ハラスメント対策審議会委員	日	15,000円
--------------------	---	---------

理 由

特別職職員による職員に対するハラスメントの防止等について定める必要があるので提出する。